

様式第5号
(第11条関係)

西生指令第113号
令和7年7月15日

一般廃棄物収集運搬業許可書

株式会社 山崎紙源センター
代表取締役社長 山崎 孝一 殿

西都市長 押川 修一郎



令和7年6月5日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可の更新については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

住所（所在地）	（本 社） 宮崎市江平東町 6 番地 13
	（西都営業所） 西都市大字岡富字尾崎 1347 番 2
名称及び代表者名	株式会社 山崎紙源センター 代表取締役 山崎 孝一
許 可 年 月 日	令和7年8月 1 日
許可の有効期限	令和9年7月31日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物収集運搬業（限定なし）
許 可 の 条 件	1. 許可番号 一般廃棄物収集運搬業許可第4号 2. 諸法令を遵守すること。 3. 資源化に努めること。 4. その他、裏面の事項等を遵守すること。

【遵守事項等】

許可業者の遵守事項等は、次に掲げるとおりとする。

1. 許可更新の申請

引き続き許可を受けようとする者は、有効期限前1月までに許可の申請を行わなければならない。

2. 変更届等

許可を受けたものが、住所、氏名、役員、事業所等に変更があったときは、一般廃棄物処理業変更届に市長が必要と認めた書類を添えて速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

3. 許可の取消し等

市長は、法令に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは許可の取消し又は業務の停止等を命ずることができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、政令、省令に違反したとき。
- (2) 西都市条例、規則、要綱に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段で許可を得たとき。

4. 許可証の返還

許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に許可証を返還しなければならない。

- (1) その業の許可を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき。
- (3) 許可証の有効期限が満了したとき。
- (4) 許可証を損傷したとき。
- (5) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

5. 遵守事項

- (1) 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) 許可証は、事務所の事務室等の見やすい場所に表示すること。
- (3) 事業に当たっては、安全の確保に充分留意し、資源物の区分を徹底し、資源物は再資源化に努めること。
- (4) 運搬車、機材、施設は、常に清潔を保持し、悪臭汚水等により周辺環境に影響を及ぼさないよう衛生的に管理すること。
- (5) 従業員に対する安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、市長の指示事項を遵守すること。